



公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

2026 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方

1. 助成対象経費の考え方

本助成の対象となる事業の分野は以下のとおりです。

音楽・演劇・舞踊・美術・写真・メディア芸術（映像・映画、マンガ、アニメ、ゲームなど）・
伝統芸能・芸能・生活文化（茶道、華道、書道など）・特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等

この分野を大きく以下の4つに分けています。

- (1) 舞台公演
音楽・演劇・舞踊
- (2) 展示・展覧会等
美術・写真・メディア芸術（映像・映画、アニメを除く）・生活文化（茶道、華道、書道など）
- (3) 舞台公演（伝統芸能等）
伝統芸能・芸能・生活文化（茶道、華道、書道などのデモンストレーションやパフォーマンス）
- (4) 映像上映会
メディア芸術（映像・映画、アニメ）

申請書の個票や予算は以下の順に記入してください。

- ① 個票ごとに申請分野を選択（予算書の申請分野は自動入力）
- ② 「2. 鑑賞サポートの例」を参考にしながら、実施する予定の鑑賞サポートを検討
- ③ 「3. 申請分野ごとの経費の考え方」の表を参考に該当するカテゴリを選択
- ④ 実施する鑑賞サポートを選択
- ⑤ 実施する鑑賞サポートごとに、実施日を記入
- ⑥ 経費の内訳は実施する鑑賞サポートごとに「4. 助成対象経費一覧」を参照の上、予算書に記入

なお、助成対象とならない鑑賞サポートは以下のとおりです。

- ◎美術展や展覧会の主催者以外が実施する鑑賞ツアーに付随する鑑賞サポート
※ただし、美術展等の主催者が実施する鑑賞ツアーやトークイベント、シンポジウム等に付随する鑑賞サポートは対象
- ◎鑑賞サポートに関する講座やワークショップなど、事業費と鑑賞サポート費を明確に区別できない事業
- ◎これまでも一般的に実施されているものや、実施する事業の知識を補うようなサポート
例) ・能や歌舞伎等、古典芸能の上演における現代語訳の字幕や現代語による解説の字幕
・外国語映画、外国語上演における日本語字幕
・古典芸能や美術展における音声ガイド

2. 鑑賞サポートの例

音声によるガイド	アプリなどによる読み上げに対応した解説や視覚情報を音声で説明する対応
視覚支援ツール	拡大する機器や大きな文字など、みることを支援するツールの導入
触知図	素材の質や凹凸をさわることで作品の様子がわかる図など
点字	点字の会場案内・作品解説などの設置や、プログラム・チラシ等の配布
触察模型	さわることができない展示作品や舞台セットの、さわることができる模型を用意
手話	受付やガイドによるツアー、トーク等の手話通訳対応、舞台手話通訳
筆談	受付や会場内での筆談対応
文字表示支援	映像・舞台作品・施設案内動画などの字幕等文字表示支援
聴覚支援ツール	磁器誘導ループや補聴支援システムなど、聞こえをサポートし、音をより効果的に伝えるデバイスやシステムの導入
やさしいにほんご	「やさしいにほんご」を用いた案内板や作品解説、字幕など ※「やさしいにほんご」とは：文法や単語などをやさしくし、わかりやすくした日本語のこと
多言語対応	日本語以外の言語での字幕や音声ガイド、通訳対応など（自動翻訳機を含む）
車いす	車いすでも鑑賞可能な鑑賞スペースの設置や、展示室内の誘導 ※スロープの設置など恒常的な施設整備に関する費用は除く
事前説明会	演劇などの舞台公演で、舞台上の装飾や出演者の衣裳、空間のサイズなどの解説 ※主に、公演などの開始前に行う
リラックスパフォーマンス	会場でのおしゃべりや出入りが自由、客席の照明があまり暗くならないなど、通常的环境下での鑑賞に不安がある方も、リラックスして楽しめる公演 ※事業そのものがリラックスパフォーマンスを目的とした公演を除く
カームダウンスペース	気分を落ち着けたいときなどに利用できるカームダウンスペースの用意
センサーキット	イヤーマフなどの感覚をやわらげるツールや、気分を落ち着けたいときのためのセンサーライトなどの貸出 ※購入費は助成対象外

鑑賞サポートは上記に記載されているもの以外にも様々なものがあります。

(参照) クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー アクセシビリティ対応のあるイベントを探す

<https://creativewell.rekibun.or.jp/event/>

3. 申請分野ごとの経費の考え方

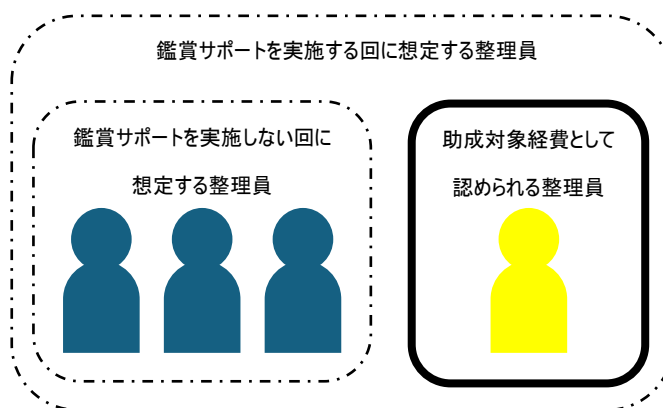
分野ごとに助成対象となるもの、そのみでは対象とならないもの、鑑賞サポートであっても助成対象外となるものがあります。個票ごとに申請分野を選択していただき、実施する鑑賞サポートを選択します。予算書では選択した鑑賞サポートに係る経費について、人件費や制作費等、前述の助成対象経費を計上していただきます。

A 群	事業そのものを鑑賞するにあたり必要なサポート
B 群	実際に鑑賞するまでの情報保障や多言語対応 ※B 群のみの申請は助成対象となりません。必ず A 群と組み合わせて申請してください。 ※B 群の総額は A 群の総額が上限となります。
C 群	助成対象外

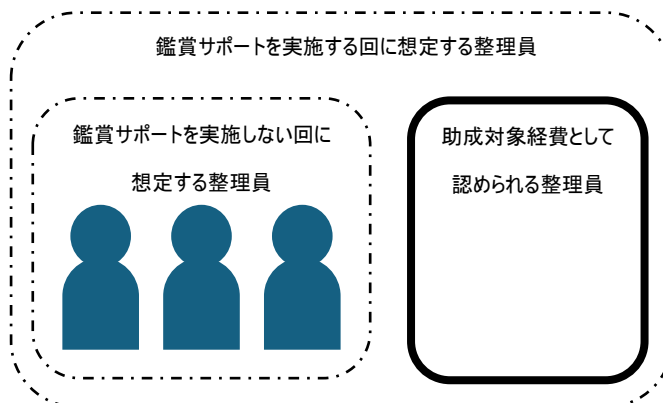
※ 複数事業での申請の場合は、事業ごとに計算します。例えば事業①で A 群の鑑賞サポートを実施し、事業②で B 群の鑑賞サポートのみの実施となった場合は、事業②の助成対象経費は 0 円となります。

※ 受付整理員謝金および会場整理員謝金は、A 群の鑑賞サポートを実施する回（あるいは実施する日）に追加増員した整理員に係る謝金が対象経費です。実施する回に手配した整理員全員分の謝金が助成対象になるわけではありません。経費として計上する場合は、鑑賞サポートを実施する回（実施する日）に想定する整理員の人数と、実施しない回（実施しない日）に想定する整理員の人数を申請書の所定欄に記入した上で、その差し引いた人数分の謝金を計上してください。なお、全ての回（全ての日）で実施する場合であっても、実施しない回（実施しない日）に想定する人数を記入し、整理員全員分の謝金を計上しないようにご注意ください。

例) 実施する回に想定する整理員の人数 4 人
実施しない回に想定する整理員の人数 3 人
助成対象となる整理員の人数 1 人



例) 実施する回に想定する整理員の人数 3 人
実施しない回に想定する整理員の人数 3 人
助成対象となる整理員の人数 0 人



※ この場合、整理員が鑑賞サポートに関する研修を受講していたとしても、整理員謝金は助成対象経費として認められません。

(1) 舞台公演 音楽・演劇・舞踊

- 参画サポートは対象となりません。
- 多言語対応を計上する場合、戯曲そのものの多言語翻訳は事業に係る経費となるため、対象となりません。
- オペラ等、通常の公演で字幕が付くことが多い演目の場合、その経費は対象となりません。

A群	助成対象の鑑賞サポート	
	バリアフリー音声ガイド 舞台手話通訳 手話（アフタートーク、事前説明会等） ポータブル字幕 バリアフリー字幕 聴覚支援ツール（磁気誘導ループ等）	リラックスパフォーマンス センサリーキット 研修等講師謝金
B群	実際に鑑賞するまでの情報保障や多言語対応 ※B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
	多言語対応字幕 多言語対応音声ガイド	多言語対応（国際手話等通訳）
	【受付、会場等の対応】 受付整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 会場整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 台本貸出 触察模型 事前説明会 同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金 カームダウンスペース 車いす用仮設設備（レンタルのみ）	【印刷物等の対応】 やさしい日本語対応（印刷物や案内等） 点字対応（印刷物等） 読み上げ機能対応配布物 ウェブアクセシビリティ対応 多言語対応（印刷物等）
C群	助成対象外	
	託児サービス 参画サポート 戯曲翻訳	

(2) 展示・展覧会等 美術・写真・メディア芸術（映像・映画、アニメを除く）・生活文化

- 自ら主催する展示会や展覧会における、鑑賞サポートが助成対象です。他団体が主催する展覧会の鑑賞ツアー等は対象となりません。
- 自ら主催する展示会における鑑賞ツアーであっても、鑑賞ツアーそのものの経費は事業費とみなします。
- 通常の音声ガイドは対象となりません。ただし、「バリアフリー音声ガイド」の場合は対象となります。

バリアフリー音声ガイドとは・・・

オーディオ・ディスクリプション（Audio Description）、音声描写のこと。解説や説明とは異なり、視覚情報を言葉で届けるナレーションです。素材や大きさ、色、絵画なのか彫刻なのか、など、目の不自由な方が鑑賞するために必要な情報を言葉で説明するものです。

A群	助成対象の鑑賞サポート	
	バリアフリー音声ガイド 視覚支援ツール 触知図 点字対応 触察模型 手話（トークイベント等） 聴覚支援ツール	読み上げ機能対応 センサーキット 研修等講師謝金
B群	実際に鑑賞するまでの情報保障や多言語対応 ※B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
	多言語対応音声ガイド 多言語対応（キャプション等）	多言語対応（国際手話等通訳）
	【受付、会場等の対応】 受付整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 会場整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金 カームダウンスペース 車いす用仮設設備（レンタルのみ）	【印刷物等の対応】 やさしい日本語対応（印刷物や案内等） 点字対応（印刷物等） 読み上げ機能対応配布物 ウェブアクセシビリティ対応 多言語対応（印刷物等）
C群	助成対象外	
	託児サービス 参画サポート 鑑賞ツアー（ツアー実施時の手話や音声ガイド対応等は助成対象） 音声ガイド	

(3) 舞台公演（伝統芸能等） 伝統芸能・芸能・生活文化（デモンストレーションやパフォーマンス）

○能や歌舞伎等、古典芸能の上演における現代語訳や現代語による解説の既存の音声ガイドや字幕は対象となりません。新規作成の場合や、「バリアフリー音声ガイド」や「バリアフリー字幕」の場合は対象となります。

バリアフリー音声ガイドとは…

オーディオ・ディスクリプション（Audio Description）、音声描写のこと。解説や説明とは異なり、映像や舞台作品の視覚情報を言葉で届けるナレーションです。台詞や効果音の合間に、場面や登場人物の動き、表情などを伝えます。

バリアフリー字幕とは…

耳が聞こえない、聞こえづらい人が映像や舞台作品を鑑賞できるよう、作品の「音」を文字で表示する字幕です。セリフや発話者の名前、効果音、音楽など、作品の音をすべて字幕で表現します。

A群	助成対象の鑑賞サポート	
	バリアフリー音声ガイド バリアフリー字幕 ポータブル字幕（新規作成） 手話（アフタートーク、事前説明会等） 舞台手話通訳 聴覚支援ツール（磁器誘導ループ等）	リラックスパフォーマンス センサリーキット 研修等講師謝金
B群	実際に鑑賞するまでの情報保障や多言語対応 ※B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
	多言語対応字幕 多言語対応音声ガイド	多言語対応（国際手話等通訳）
	【受付、会場等の対応】 受付整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 会場整理員謝金 （鑑賞サポート対応、多言語対応等） 台本貸出 触察模型 事前説明会 同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金 カームダウンスペース 車いす用仮設設備（レンタルのみ）	【印刷物等の対応】 やさしい日本語対応（印刷物や案内等） 点字対応（印刷物等） 読み上げ機能対応配布物 ウェブアクセシビリティ対応 多言語対応（印刷物等）
C群	助成対象外	
	託児サービス 字幕、音声ガイド（現代語訳） 字幕、音声ガイド（現代語解説）	

(4) 映像上映会 メディア芸術 (映像・映画、アニメ)

- 申請可能な団体は、上映を行う興行主となります。
- 製作会社、配給会社等が申請する場合は、自主上映会等、必ず自ら主催し、一般に公開される上映会を実施してください。

A群	助成対象の鑑賞サポート	
	バリアフリー音声ガイド バリアフリー字幕 手話 (トークイベント等) 研修等講師謝金	
B群	実際に鑑賞するまでの情報保障や多言語対応 ※B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
	多言語対応音声ガイド 多言語対応 (国際手話通訳等)	
	【受付、会場等の対応】 受付整理員謝金 (鑑賞サポート対応、多言語対応等) 会場整理員謝金 (鑑賞サポート対応、多言語対応等) 同伴者 (手話通訳者やガイドヘルパー等) 謝金	【印刷物等の対応】 やさしい日本語対応 (印刷物や案内等) 点字対応 (印刷物等) 読み上げ機能対応配布物 ウェブアクセシビリティ対応 多言語対応 (印刷物等)
C群	助成対象外	
	託児サービス 多言語翻訳 (台本、字幕等) 多言語字幕	

4. 助成対象経費一覧

鑑賞サポートを必要とする方に向けた経費のみが対象です。制作・創作にかかる事業費とみなされる費用は対象になりません。

※ 消費税及び地方消費税に相当する額は全て助成対象外となります。収支予算書には税込金額を入力することで、税抜金額が計算されます。

助成対象経費一覧

費目	内容
人件費	監修・コーディネート費（注1）、オペレーター費、ナレーター費、スタッフ費、広報物デザイン費（注2）、企画制作費（注3）等
	（注1）監修・コーディネート費は、アクセシビリティに関する専門の事業者や専門家が対象となります。専門事業者や専門家を記入の上、具体的な業務内容を示してください。
	（注2）広報物デザイン費は、事業に係る広報物そのものの経費は計上できません。鑑賞サポートの情報に特化した広報物のデザインは可能です。読み上げ対応アプリ等の経費は、制作費に計上してください。
制作費	機材レンタル費、機材運搬費、機材郵送費、システム利用料、原稿作成費、制作費（注4）、一般管理費・進行管理費（注5）等
	（注4）団体や施設の財産と判断される制作費や購入費は助成対象となりません。
	（注5）一般管理費・進行管理費は、業務委託先からの請求があった場合のみ、計上可能です。
謝金	手話通訳謝金、点字翻訳謝金、研修等講師謝金（注6）、受付整理員謝金（注7）、会場整理員謝金（注7）、ガイドヘルパー謝金、同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金、看護師謝金、多言語対応通訳謝金、多言語対応翻訳謝金等
	（注6）研修等講師謝金は、申請団体及び申請事業の関係者に向けた内部研修等に係る講師の謝金です。外部の講座や研修等の受講料は対象となりません。
	（注7）受付整理員謝金、会場整理員謝金の詳細は「3. 申請分野ごとの経費の考え方」を参照してください。
旅費	交通費、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ）等
通信費	案内状送付料、事前案内送付料（注8）等
	（注8）切手を購入する取引は非課税取引ですが、切手を使用して郵送する取引は課税取引となりますので、切手の購入費を経費に計上することはできません。
宣伝費	広告宣伝費（注9）、ウェブアクセシビリティ対応費（注10）等
	（注9）広報宣伝費は、鑑賞サポートの情報に特化したプレスリリースやSNS広告費等に関する経費です。広報宣伝に係る人件費は計上できません。
	（注10）ウェブアクセシビリティは、JIS X 8341-3:2016「日本産業規格 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」を参照してください。
印刷費（注11）	バリアフリー対応プログラム・パンフレット印刷費（注11）、点字印刷費等
	（注11）事業そのものに係る印刷費は計上できません。バリアフリー対応のためのオプション費、多言語のみのパンフレット印刷費等を対象とします。 例えば、日英表記のパンフレット印刷費は事業費とみなされ対象となりません。

■予算書に記載できない経費

- 事業そのものに係る経費
- 有料頒布する公演パンフレット等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等）
- 団体の財産となるものの購入費（機材購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費、ライセンス費等）
- 事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、職員給与等的人件費、ホームページ運用費、切手、レターパック等）
※特設サイトの制作費や団体が運用しているウェブサイト内のイベントページ等は、記載できません。
- 行政機関・金融機関に支払う手数料（ビザ（査証）取得経費、印紙代、振込手数料、海外送金手数料等）
- 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）
- 海外傷害保険、催事（イベント）保険等の各種保険
- その他（個人への支給品代、記念品代、ガソリン代、電子マネーカードへのチャージ料等）
- 予備費・雑費等、使途が曖昧な経費

* この表に該当しない経費については、別途お問合せください。

5. 予算書における消費税について

消費税及び地方消費税に相当する額は全て助成対象となりませんのでご注意ください。

【予算書における消費税】

- ① 「単価」は税込で記入してください。
- ② 「単価」と「数量」を記入すると、「税込合計」が自動計算されます。
- ③ 「税率」を「10%」「8%」「非課税」から選択してください。
- ④ 「税抜合計額」が自動計算されます。

※助成対象経費は、税抜金額で算定されます。

【消費税について】

予算書に記載される項目は、国内で、事業として行われ、対価を得て行うものであり、資産の譲渡や役務の提供である、「国内取引」となります。「国内取引」の中には、「課税対象外の取引」、「非課税取引」、「免税取引」もありますが、詳しくは国税庁が公開している「消費税のあらまし」をご参照ください。

(参照) 国税庁 消費税のあらまし (令和7年6月)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

また、「免税事業者」であることは、消費税の納税義務が免除されている事業者ということであり、取引の相手先が「免税事業者」であっても、事業として行われる取引に課税される消費税が免税されるということではありませんのでご注意ください。

当助成では、相手先の見積書や請求書に消費税額が記載されていない場合は、その見積額や請求額は税込額として判断します。非課税取引の場合は、非課税ということを明示した上で発行していただくよう、相手先と調整してください。

【非課税取引について】

手話通訳事業等、第二種社会福祉事業の開始届を事業経営地の都道府県知事に届け出ている事業者に業務を委託した場合は非課税取引となります。非課税取引かどうかの判断は、申請者が自ら行うのではなく、相手先に問合せで判断してください。相手先が個人事業主の場合、消費税は課税であっても、源泉所得税は非課税という場合もありますのでご注意ください。

【消費税に関するお問合せ】

個別の取引が課税対象であるのか、自身の団体が免税事業者であるのか、など、消費税に関するお問い合わせはご回答いたしかねます。所管の税務署にお問合せいただくか、税理士にご相談ください。